

証券コード 192A  
2024年8月13日  
(電子提供措置の開始日 2024年8月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
丸の内北口ビルディング26階  
インテグループ株式会社  
代表取締役社長 藤井 一郎

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を次ページに記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.integroup.jp/ir/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「インテグループ」又は「コード」に当社証券コード「192A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙を2024年8月27日（火曜日）午後7時00分までに当社に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月28日（水曜日）午後1時  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
丸の内北口ビルディング26階 当社会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第17期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて修正内容を掲載いたします。
  - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふじ い ち ろう 藤 井 一 郎 (1974年5月18日生)  〔再任〕	1997年4月 三菱商事(株) 入社 2004年6月 フリービット(株) 入社 2005年10月 (株)サンベルトパートナーズ(現かえでファイナンシャルアドバイザー(株)) 取締役就任 2007年6月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)  【選任理由】 藤井一郎氏は、当社の創業者、大株主、代表取締役であり、M&A仲介における豊富な実務経験及び創業以来の会社経営の実績に基づき、当社の経営戦略策定を含めた事業活動全体において重要な役割を果たしてきました。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,000,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	かご たに とも き 籠 谷 智 輝 (1976年12月12日生)  (再任)	<p>2000年 4月 有限責任監査法人トーマツ 入社  2004年 9月 (株)籠谷 入社  2007年 6月 当社設立 取締役副社長就任 (現任)  2007年 7月 (株)籠谷 取締役 (非常勤) 就任 (現任)  2020年 8月 当社 管理部長兼任 (現任)</p> <p>【選任理由】  籠谷智輝氏は、当社の創業者、大株主であり、M&amp;A仲介における豊富な実務経験を有しており、現在は管理部門掌役員として経理・財務・総務・人事業務を統括しております。  当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	1,000,000株
3	ひろ せ かず のり 廣 瀬 一 憲 (1982年5月3日生)  (再任)	<p>2004年11月 (株)東大ネット 入社  2005年 4月 同社 取締役就任  2008年11月 (株)シグマクス 入社  2010年10月 (株)要興業 入社  2014年11月 当社 入社  2020年 7月 当社 取締役就任 (現任)  2020年 8月 当社 コンサルティング部長兼任 (現任)</p> <p>【選任理由】  廣瀬一憲氏は、大型案件の成約も含めた、M&amp;A仲介における豊富な実務経験を有しており、現在はコンサルティング部門掌役員として重要な役割を担っております。  当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	も た ぐ ち け ん じ ろ う 牟 田 口 賢 次 郎 (1957年1月25日生)  (再任)	1980年4月 日本石油(株) (現ENEOS(株)) 入社 2011年6月 富士興産(株) 取締役就任 2015年6月 同社 代表取締役常務執行役員就任 2020年7月 当社 社外取締役(常勤監査等委員) 就任(現任)  <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 牟田口賢次郎氏は、上場企業における代表取締役及び監査役として豊富な経験及び上場企業における企業統治について知見に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス及び管理業務の強化のために、重要な役割を担っております。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために上記役割を果たして頂くことを期待し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	かわ さき かつ ゆき 川 崎 勝 之 (1971年11月27日生) (再任)	1999年10月 センチュリー監査法人（現E Y新日本有 限責任監査法人） 入所 2005年 4月 (株)デジタルガレージ 入社 2009年 6月 (株)DGインキュベーション（現(株)DGベ ンチャーズ） 監査役（非常勤）就任 （現任） 2012年 7月 (株)アクリア設立 代表取締役就任（現 任） 2012年11月 税理士法人アクリア設立 代表社員就任 （現任） 2014年 9月 (株)イーコンテクト 監査役（非常勤） 就任（現任） 2014年 9月 ベリトランス(株)（現(株)DGフィナンシャ ルテクノロジー） 監査役（非常勤）就 任（現任） 2020年 7月 当社 社外取締役（監査等委員）就任 （現任） 2021年 1月 BizteX(株) 監査役（非常勤）就任 （現任）  <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 川崎勝之氏は、公認会計士及び税理士としての経験、並びに企業会計・内 部統制についての知見に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化 のために、重要な役割を担っております。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために上記役割を果たして頂 くことを期待し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いす るものであります。	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ます だ しげ のり 増 田 薫 則 (1979年2月26日生) [再任]	2006年11月 シティ法律事務所 入所 2011年2月 預金保険機構 入構 2013年6月 武智総合法律事務所 入所 2015年1月 シティ法律事務所 入所 2017年1月 ストラテジック・パートナーズ(株)(現C REリートアドバイザーズ(株)) コンプ ライアンス委員会 外部委員就任(現 任) 2018年10月 レックス法律事務所(現TXL法律事務所 紀尾井坂オフィス) 所属弁護士 2020年7月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任 (現任) 2021年1月 レックス法律事務所(現TXL法律事務所 紀尾井坂オフィス) パートナー弁護士 (現任) 2021年7月 弁護士法人レックス法律事務所(現弁護 士法人TXL) 社員(現任)	-株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>増田薫則氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験、及び企業法務についての知見に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために、重要な役割を担っております。</p> <p>当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために上記役割を果たして頂くことを期待し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。3名の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認

された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

# 事業報告

(2023年6月1日から)  
(2024年5月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社の事業領域である中小企業M&A市場の現況としては、引き続き後継者不在を背景とした事業承継ニーズは根強く、また中小企業庁が公表している『2024年版中小企業白書』（2024年5月10日公表）においては、事業承継や人材確保のための手段としてだけではなく、事業規模拡大や新事業展開及び異業種への参入など成長戦略の一環としても、中小企業の間でM&Aが活性化し、M&Aの件数が近年増加傾向で推移していることが示されており、中小企業M&A市場は拡大していると考えております。

また、M&A仲介業界においては、M&A仲介業界の健全な発展に資するために、業界団体である一般社団法人M&A仲介協会が、2023年12月に倫理規程及び自主規制ルールを策定し、2024年3月31日までにこれらを遵守する体制を構築するよう会員企業各社に求めており、正会員である当社は期日までに遵守体制を構築いたしました。当該自主規制ルールは、広告・営業規程、コンプライアンス規程、契約重要事項説明規程の3規程あり、これらを遵守することで、顧客からより一層信頼される企業を目指してまいります。

このような情勢のなか、当社は営業・マーケティング面につきましては、広告出稿に加えて、ダイレクトメール、電話及びメールマガジン等によるダイレクトマーケティング、潜在顧客へ効率的にアプローチするインテントマーケティングの強化に取り組み、M&A案件の発掘を積極的に進めました。また、金融機関等の提携先の開拓にも継続して取り組み、提携先の増加と紹介案件の獲得を図りました。

人員面につきましては、当事業年度末のM&Aコンサルタント数は34名（前事業年度末は26名）となりました。今後も引き続きコンサルタントの採用活動を行い、案件を受託し、また受託した案件を成約に導いていけるよう邁進してまいります。

この結果、当事業年度においては、成約組数が53組（前事業年度末は47組）、売上高2,197,835千円（前期比72.6%増）、営業利益983,874千円（同312.9%増）、経常利益983,497千円（同311.7%増）、当期純利益672,348千円（同293.9%増）となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

- ② 設備投資の状況  
当事業年度に実施しました設備投資の総額は154百万円であります。  
その内容は、本社移転にともなう敷金、内部造作工事、オフィス家具の購入などであります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2021年5月期)	第15期 (2022年5月期)	第16期 (2023年5月期)	第17期 (当事業年度) (2024年5月期)
売上高 (千円)	837,528	649,036	1,273,611	2,197,835
経常利益 (千円)	256,900	11,614	238,871	983,497
当期純損益 (千円)	191,122	△251	170,695	672,348
1株当たり当期純損益 (円)	95.56	△0.13	85.35	336.17
総資産 (千円)	771,797	571,198	1,096,356	2,121,041
純資産 (千円)	519,567	519,316	690,011	1,362,359
1株当たり純資産 (円)	259.78	259.66	345.01	681.18

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 社会信用力の向上

M&A仲介会社は依頼者にとって非常に大きな決断となる会社の売却や買収を支援するため、その遂行には重大な責任を伴います。また、中小企業の事業承継問題という日本経済にとって喫緊の社会的課題の解決策としてM&Aが期待されていることから、それを啓発・支援するM&A仲介会社は重い社会的責務を負っています。当社は、依頼者や社会全体に対する責任に応えるために、社会的信用力の向上が重要な課題であると認識しております。

当社が事業を展開する中小企業M&A仲介業界では、当該業界を直接的に管理する法令は存在しませんが、中小企業庁により創設された「M&A支援機関登録制度」に登録しており、その登録要件として定められている中小M&Aガイドラインを遵守しております。また、業界団体である一般社団法人M&A仲介協会から、倫理規程及び自主規制ルールの遵守を求められており、遵守体制を構築しております。これらガイドライン及び自主規制ルールに沿った事業運営により、引き続き社会的信用の向上に努めてまいります。

### ② 知名度の向上

先行する大手仲介会社と比較して当社のM&A仲介業界における認知度は低く、知名度を向

上させる余地があると考えております。

今後、広告投資を拡大し、またダイレクトメール・コールドコールによる提案型営業を積極化し、さらには金融機関等とのネットワークを強化することで、完全成功報酬制の意義とメリットの啓発に努め、当社の知名度向上を目指してまいります。

### ③ 人材の採用及び育成

M& A仲介事業の更なる成長を担保するには、より多くの優秀な人材の採用と育成が課題になると認識しております。

当社は、現時点においても、優秀な人材を採用し、効果的に育成する仕組みを構築しておりますが、引き続き料率の高いインセンティブ制度を提示するとともに、テクノロジーを活用した効率的かつ長時間労働のない働きやすい職場環境を整備することで、高い資質を持つ人材を厳選して採用してまいります。

人材育成については、M& A実務に精通した教育専任のスタッフを配置し、入社後約2か月間に集中的に教育を実施するとともに、コンサルタント1人当たり成約組数が高水準である当社の特徴を活かし、実際のM& A案件を題材としたOJTを受ける機会を数多く提供することで、早期に戦力化できる体制の維持・向上を進めます。

また、担当者1名が一気通貫で責任を持って案件を担当することでコンサルタントに幅広いノウハウが蓄積し、成長が早くなることから、一气通貫で案件を担当することを希望する求職者も多いため、人材採用を有利に進めていくとともに、主体的に案件に携わり実績を積み上げたいと考える向上心の強いコンサルタントにとってモチベーション高く働ける環境を提供してまいります。

### ④ 管理体制の強化

M& A仲介会社の社会的責任を鑑みると、コンプライアンスの遵守を始めとした内部管理体制の強化が課題になると認識しております。

高い透明性と厳格な管理体制を保つことにより、全てのステイクホルダーの信頼に応え、企業としての社会的責務を全うするための企業文化・組織体制を構築し、維持するように努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

当社は、創業以来、中小企業を対象に完全成功報酬制のM& A仲介サービスを提供しています。当社のM& A仲介サービスは、会社売却を希望されている経営者に、初期のご相談から、売

却見込額の査定、買い手候補企業・譲渡スキームの提案、必要資料の準備、買い手候補の選定、買い手候補への提案、買い手候補との面談、条件交渉、基本合意、デューデリジェンスのアレンジ、最終契約に至るまでワンストップで支援するサービスです。

**(6) 主要な事業所等** (2024年5月31日現在)

名 称	所 在 地
東 京 本 社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビルディング26階

(注) 当社は、2024年5月27日付で、本社を東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビルディング26階に移転いたしました。

**(7) 使用人の状況** (2024年5月31日現在)

部 門	従 業 員 数	前事業年度末比増減
M & A コンサルティング 部 門	34名	8名増
管 理 部 門	5名	3名増
合 計	39名	11名増

(注) 従業員数は正社員の就業人員です。

**(8) 主要な借入先の状況** (2024年5月31日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

- ①当社は、2024年5月27日付で、本社を東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビルディング26階に移転いたしました。
- ②株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2024年6月18日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2024年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,000,000株
- (3) 株主数 2名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
藤 井 一 郎	1,000	50.0
籠 谷 智 輝	1,000	50.0

(注) 当社は自己株式を保有していません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

2024年6月17日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2020年3月12日	2021年3月29日	
新 株 予 約 権 の 数		18,500個	35,800個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,500株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 35,800株 (新株予約権1個につき 1株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 317円 (1株当たり 317円)	新株予約権1個あたり 460円 (1株当たり 460円)	
権 利 行 使 期 間		2022年3月13日～ 2030年3月12日	2023年3月30日～ 2031年3月29日	
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 12,500個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 14,000個 目的となる株式数 14,000株 保有者数 1名
		社 外 取 締 役	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 3名	

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2022年2月14日	2024年2月13日	
新 株 予 約 権 の 数		68,800個	98,000個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 68,800株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個あたり 653円 (1株当たり 653円)	新株予約権1個あたり 668円 (1株当たり 668円)	
権 利 行 使 期 間		2024年2月15日～ 2032年2月14日	2026年2月14日～ 2034年2月13日	
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20,000個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名
		社 外 取 締 役	—	—
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 4,400個 目的となる株式数 4,400株 保有者数 3名	新株予約権の数 3,200個 目的となる株式数 3,200個 保有者数 3名	

(注) 1. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
  - ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続による新株予約権の行使は認めない。
2. 上記のうち、2020年3月12日に発行決議された取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2024年2月13日	
新 株 予 約 権 の 数		100,000個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個あたり 668円 (1株当たり 668円)	
権 利 行 使 期 間		2026年2月14日～ 2034年2月13日	
行 使 の 条 件		(注)	
使用人等への 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 81,800個 目的となる株式数 81,800株 交付対象者数 37名	
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	—	

(注) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続による新株予約権の行使は認めない。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 氏 名 等 (2024年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 井 一 郎	
取締役副社長	籠 谷 智 輝	管理部長 株式会社籠谷 取締役
取 締 役	廣 瀬 一 憲	コンサルティング部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	牟 田 賢 次 郎	
取 締 役 (監査等委員)	川 崎 勝 之	株式会社アクリア 代表取締役 税理士法人アクリア 代表社員 株式会社DGベンチャーズ 監査役 株式会社イーコンテクト 監査役 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 監査役 BiziteX株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	増 田 薫 則	レックス法律事務所 (現TXL法律事務所 紀尾井坂オフィス) パートナー弁護士 弁護士法人レックス法律事務所 (現弁護士法人TXL) 社員 CREリートアドバイザーズ株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員

- (注) 1. 取締役 (常勤監査等委員) の牟田賢次郎氏並びに取締役 (監査等委員) の川崎勝之氏及び増田薫則氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 牟田賢次郎氏及び取締役 (監査等委員) の川崎勝之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (常勤監査等委員) の牟田賢次郎氏は、上場企業における代表取締役及び監査役として豊富な経験を有しております。
  - ・取締役 (監査等委員) の川崎勝之氏は、公認会計士及び税理士資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査責任者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、牟田賢次郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 牟田賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 取締役の報酬等の額

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬である月額固定報酬（金銭）及びストックオプションとしての新株予約権から構成されている。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、業務内容、職責、業績への貢献、同業他社における報酬水準、当社の業績等を総合的に勘案し決定するものとする。

#### c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

株主利益と連動したインセンティブ設計により、取締役の長期的な企業価値拡大へのコミットメントを高めるため、取締役に対して新株予約権を付与する場合がある。

取締役への新株予約権付与数、新株予約権の内容、時期については、業務内容、職責、業績への貢献、同業他社における付与状況等を総合的に勘案し決定するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

新株予約権を付与する場合は、報酬等の総額の3割以内とし、残りの報酬等については月額固定報酬（金銭）によるものとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の基本報酬については、監査等委員会において各取締役の報酬等の配分案について審議の上、取締役会に対し助言・提言を行い、これを参考に取締役会においてそれぞれ個人別の報酬額を審議し決定する。

新株予約権の付与については、監査等委員会において各取締役の報酬等の配分案について審議の上、取締役会に対し助言・提言を行い、これを参考に取締役会において個人別の付与数を審議し決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	63,000 (-)	63,000 (-)	- (-)	-	3 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	- (-)	-	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	73,200 (10,200)	73,200 (10,200)	- (-)	-	6 (3)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年8月26日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。（当該決議時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名））。

2. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2021年8月26日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。（当該決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名））。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）の川崎勝之氏は、株式会社アクリアの代表取締役、税理士法人アクリアの代表社員、株式会社DGベンチャーズの監査役、株式会社イーコンテクストの監査役、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーの監査役、BizteX株式会社の監査役であります。なお、当社と当該法人等との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の増田薫則氏は、レックス法律事務所（現TXL法律事務所 紀尾井坂オフィス）のパートナー弁護士、弁護士法人レックス法律事務所（現弁護士法人TXL）の社員及びCREリートアドバイザーズ株式会社のコンプライアンス委員会外部委員であります。なお、当社と当該法人等との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役 (常勤監査等委員) 牟田口 賢次郎</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査等委員会15回の全て、及びリスク・コンプライアンス会議7回の全てに出席いたしました。</p> <p>上場企業における代表取締役及び監査役として豊富な経験に基づき、主に企業統治の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に、企業統治、内部統制整備、内部監査、社内規程・業務手続きの遵守状況について、専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の企業統治、内部統制整備、内部監査、社内規程・業務手続きの遵守状況について、適宜、必要な発言を行っております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 川崎 勝之</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全て、及び監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士及び税理士としての専門的知識に基づき、主に財務・会計の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に、内部統制整備、財務、会計、上場準備について、専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の内部統制整備、財務・会計について、適宜、必要な発言を行っております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 増田 薫 則</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全て、及び監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的知識に基づき、主にコンプライアンスの見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に、法令遵守、法律改正への対応について、専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の法令の遵守状況、法律改正への対応について、適宜、必要な発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人銀河

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合すること

を確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制を整備・運用しております。当該基本方針の概要は下記の通りであります。

- ① 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。

法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、公正な第三者機関に委託した「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役、監査等委員及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、情報の収集、提出を行う体制とする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理部を当社のリスク対応統括管理部門として位置づけ、リスク管理・運営並びに規程の整備を行い実効性のある管理を推進すると共に、法的対応の実施や、最新法令の社内への伝達を行う等、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。

当社に不測の事態が発生したときは、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応をとると共に、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当社の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正且つ効率的に業務が執行される体制を確保する。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置かないが、今後の状況に応じて監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会で協議の上、設置するものとする。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、その使用人については、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査等委員会の意見を斟酌して行うものとする。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

取締役及び使用人は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

- ⑦ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。

監査等委員会は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行う等連携を密にし、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。

監査等委員会と管理部は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力対応規程を制定し、管理部統括のもと反社会的勢力対応要領に基づく管理を徹底すると共に、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査等委員会設置会社として、取締役の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

② コンプライアンスマニュアルについての研修

当社ではコンプライアンスへの取り組みを重要施策と位置づけ、コンプライアンスに関する包括的規程である「コンプライアンスマニュアル」について研修会を実施いたしました。

③ リスク・コンプライアンス会議

当事業年度においてリスク・コンプライアンス会議を7回開催し、コンプライアンス遵守状況の管理、リスクの予防・管理を行いました。

④ 取締役会

当事業年度において取締役会を21回開催し、法令等に定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の分析、報告等を行い、取締役の職務執行状況の監督を行いました。

⑤ 監査等委員会

当事業年度において監査等委員会を15回開催し、監査方針、監査計画を決定するとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行いました。また、常勤監査等委員は、内部監査責任者と密に情報交換を行うとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い、その結果を監査等委員会に報告いたしました。さらに、全監査等委員と代表取締役社長との定期的な意見交換を行いました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

現時点では、当社は、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は成長段階の企業であり、M&A仲介事業の拡大と多様な事業展開の検討を進めることで、更なる企業価値の向上を目指しております。そのため、M&A仲介事業の拡大の要となるコンサルタントのインセンティブ制度の充実を図り、また成長のための事業投資機会を逃さないため、十分な内部留保を確保することが重要であると考えております。そのため、当面の間は剰余金の配当は行わない方針であり、当事業年度においても配当を実施せず、内部留保の充実を優先いたしました。

将来的には、各事業年度の経営成績や長期的な経営戦略などを考慮しながら株主への利益還元を検討してまいります。現時点においては配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

内部留保資金につきましては、継続的に事業を成長・発展させていくための人材関連支出（人材採用費及びインセンティブ）や、成長のための事業投資に活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本的な方針としておりますが、毎年11月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

## 貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
流 動 資 産	1,922,755	流 動 負 債	758,681
現金及び預金	1,915,760	未 払 金	360,598
貯 蔵 品	729	未 払 費 用	22,243
前 払 費 用	6,264	未 払 法 人 税 等	269,215
固 定 資 産	198,285	未 払 消 費 税 等	98,001
有 形 固 定 資 産	51,465	預 り 金	8,622
建 物 附 属 設 備	43,275	<b>負 債 合 計</b>	<b>758,681</b>
工 具 器 具 備 品	8,189	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
無 形 固 定 資 産	1,837	株 主 資 本	1,362,359
著 作 権	162	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ エ ア	1,675	利 益 剰 余 金	1,262,359
投 資 そ の 他 の 資 産	144,982	利 益 準 備 金	25,000
敷 金 及 び 保 証 金	104,911	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,237,359
長 期 前 払 費 用	530	繰 越 利 益 剰 余 金	1,237,359
繰 延 税 金 資 産	39,540	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,362,359</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,121,041</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,121,041</b>

# 損益計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,197,835
売上原価	761,913
売上総利益	1,435,922
販売費及び一般管理費	452,047
営業利益	983,874
営業外収益	
受取利息	10
印税収入	411
補助金収入	200
雑収入	1
合計	623
営業外費用	
上場関連費用	1,000
合計	1,000
経常利益	983,497
特別損失	
本社移転費用	29,880
合計	29,880
税引前当期純利益	953,617
法人税、住民税及び事業税	309,372
法人税等調整額	△28,103
当期純利益	672,348

## 株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から)  
(2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	100,000	25,000	565,011	590,011	690,011	690,011
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益			672,348	672,348	672,348	672,348
当 期 変 動 額 合 計	-	-	672,348	672,348	672,348	672,348
当 期 末 残 高	100,000	25,000	1,237,359	1,262,359	1,362,359	1,362,359

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

無形固定資産……………社内における利用可能期間に基づき定額法によっております。

なお、耐用年数は以下の通りであります。

自社利用のソフトウェア 5年

### (3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業はM&A仲介事業であります。M&A仲介業の場合、顧客は大きく売り手と買い手に分かれますが、その双方から成功報酬のみを受領しております。

成功報酬は、売り手と買い手との間で株式譲渡契約等の締結後、当該M&A取引がクロー징した時に収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 39,540千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業年度末における各種税制や税率に基づき繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しており、将来の課税所得が生じる時期及び金額は、中期経営計画上の利益計画を基礎にしております。

なお、将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	6,453千円
----------------	---------

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,000,000株
------	------------

- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	123,100株
------	----------

### 5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	25,584千円
-------	----------

未払社会保険料	4,055千円
---------	---------

資産除去債務	62千円
--------	------

一括償却資産	3,300千円
--------	---------

減価償却超過額	122千円
---------	-------

未払費用	6,496千円
------	---------

繰延税金資産小計	39,622千円
----------	----------

評価性引当額	△82千円
--------	-------

繰延税金資産合計	39,540千円
----------	----------

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	34.6%
--------	-------

(調整)

法人住民税均等割	0.0%
----------	------

中小企業等に対する軽減税率適用による影響	△0.1%
----------------------	-------

評価性引当額の増減	△0.1%
-----------	-------

税額控除	△5.4%
------	-------

税率変更による影響	0.5%
-----------	------

その他	0.0%
-----	------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5%
-------------------	-------

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1カ月以内の支払期日です。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先と取引を行わない方針とするとともに、適時に回収状況を管理することにより回収懸念の早期の把握・対応を図っております。敷金及び保証金については、賃貸借契約の締結に先立ち差入先の信用状況を把握しております。

##### b. 市場リスクの管理

市場リスクに晒された資産は保有しておりません。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を折り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 及 び 保 証 金	104,911	83,509	△21,401
資 産 計	104,911	83,509	△21,401

(注) 現金及び預金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷 金 及 び 保 証 金	－	83,509	－	83,509
資 産 計	－	83,509	－	83,509

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

主としてオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	681円18銭
1株当たり当期純利益	336円17銭

## 8. 重要な後発事象

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2024年6月18日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年5月15日及び2024年5月31日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2024年6月17日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 50,000株
- ③ 発行価格 : 1株につき 3,960円  
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき 3,643.20円  
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。  
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額 : 1株につき 3,255.50円  
この金額は会社法上の払込金額であり、2024年5月31日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 資本組入額 : 1株につき 1,821.60円
- ⑦ 発行価格の総額 : 198,000千円
- ⑧ 払込金額の総額 : 182,160千円
- ⑨ 資本組入額の総額 : 91,080千円
- ⑩ 払込期日 : 2024年6月17日
- ⑪ 資金の使途 : コンサルタント等の人材採用費・人件費及び広告投資拡大

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、M&A仲介事業のみを営んでおり、また、売上の種類も成功報酬のみであります。したがって、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月19日

インテググループ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 銀 河

東京事務所

代表社員 公認会計士 吉村史明 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 四ツ橋学 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インテググループ株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月26日

インテググループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 牟田□ 賢次郎 ㊞

監査等委員 川崎 勝之 ㊞

監査等委員 増田 薫 則 ㊞

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

